

超低出生体重児等と就学猶予問題

新生児医療の進歩で命が助かっていても障害が残る子どもたちがいる問題については、先に当 HP でも何度か触れたことがある（HP「雑学 BN」のマスコミ等コメント関係（V）、2008.10.01.「『運命を知ることができたなら』を視聴して」、マスコミ等コメント関係（VI）2009.12.23.「『アラームに囲まれた命 NICU』を見て」：参照）。

障害が残らなくても、超低出生体重（1000 g 以下）や低出生体重（1500 g 以下）であったことから、体力等に同年齢の子どもと比べ発達の遅れが見られる子どもの就学に関する「支援が必要な子どもたちへの教育（2）就学猶予」の番組で、「就学猶予」のメリット・デメリットに触れていた。

我が子を就学させる義務は親にあるが、同年齢の子どもと一緒にでは体力的に教育活動に付いていくのは困難でないかと、小学校入学を1年遅らせる就学猶予手続きを選ぶ親がいるようで、全国の政令指定都市に限る調査では19件あるとか。

就学猶予、免除は、昭和54年の養護学校義務化以前は、障害のある子どもや病虚弱の子どもの就学環境が整っていないがために、親の義務を免除させるために作り出された条文（学校教育法第2章第18条）であるが、最近はこのこの条文が新しい意義（その子の成長に応じて、小学校に入る時期を変更するという考え方）を持ってきたとも云えそう。

番組では、1年の猶予後に1才年下の子どもたちと共に学ぶ子どもの様子がメリットとして紹介されていた。

一方、学年が進む中で同年齢の子どもと異なり自分がなぜ年下の学年なのかということ、子ども自身がどう精神的に受け止めるかの問題が、デメリットの一つの側面として紹介されていた。

体力的側面に限って云えば、1年就学を遅らせて体力が付いてから就学させたいと親は願うのだろうが、身体障害のある子どもはその障害が治る訳でなく、同年齢の子どもと学校生活を楽しく過ごしているケースを多く知っている。

インクルージョン（障害の有無に拘わらず、一人一人の子どもが、その教育的なニーズに応じた支援を受けて学ぶ）が唱えられる時代だけに、地域の学校でも、環境整備も含め、教師たちが体力的な側面に配慮しつつ教育活動をどう組み立てるか、どう工夫するかにこそ、正に「特別支援教育活動」と呼ぶべきものがあるように思うのだが…。